下松市における 周知の埋蔵文化財包蔵地 に関する手続きフローチャート

下松市教育委員会生涯学習振興課文化財室 に周知の埋蔵文化財包蔵地の確認
（窓口・FAX・メール・郵便での照会）
※必要情報：照会地点住所、面積、目的（例、集合住宅建設）、位置図

周知の埋蔵文化財包蔵地
範囲　外

周知の埋蔵文化財包蔵地 範囲　内

届出不用

着工（解体・用地変更含む）の**６０日以上前まで**に
『埋蔵文化財発掘の届出』（文化財保護法第93条）を
下松市教育委員会に**提出**（１部）

協力（事前踏査や工事立会）をお願いすることがあります。

申請地点および工事内容によって　**試掘調査**（費用は下松市負担）

※市の予算などの都合により、次年度実施になる場合もございます。
その場合、申請者様の工期に影響を与える可能性が高いため、お早めにご相談ください。
設計書等ができていなくとも、いつでも受け付けております。

市から県へ進達・副申

県教育委員会（指示・勧告）

市から届出者へ通知

下松市教育委員会

工事実施

古い物などが出土した場合、すみやかにご連絡ください。

通知内容：**慎重工事**

慎重に施工し、古い物（素焼きの焼き物など）や建物の礎石などが出土した場合、すみやかにご連絡ください。

通知内容：**工事立会**

工事の施工時、下松市教育委員会職員が立ち会い、古い物の不時発見に備えます。

通知内容：**本発掘調査**

工事の施工の前に本発掘調査（原因者負担）が必要です。下松市教育委員会職員等、発掘調査ができる者の監督で行います。